

今年 8 月末に開催しましたまちづくり懇談会より、いただいた質問の中から多くの皆さまに関係がある「浄化槽の点検等」についての内容をご紹介します。

町内の公共下水道普及率は約 8 割で、残り約 2 割が浄化槽となっております。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水进行处理する装置ですので、微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理することが大切です。浄化槽の管理が適正に行なわれないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。

浄化槽の維持管理は『保守点検・清掃・法定検査』に分かれますが、浄化槽法でそれぞれ定期的の実施することが義務づけられています。

# 浄化槽の適正な管理について

## 保守点検

保守点検は、浄化槽の点検、調整、補修や消毒剤の補給などを行ないます。北海道に登録している業者 1 に依頼し、年 3 回以上実施しなければなりません。

## 清掃

清掃は、槽内の掃除やたまった汚泥などを抜き取る作業です。市町村長（倶知安町の場合は羊蹄山麓環境衛生組合）の許可を受けた業者 2 に依頼し、年 1 回以上実施しなければなりません。

## 法定検査

法定検査とは、保守点検、清掃が適正に実施され、排出される水質の分析などをして、浄化槽が正常に機能しているかどうか判断するもので、いわば自動車の車検に相当するものです。北海道で指定する業者（道内は社団法人北海道浄化槽協会）に依頼し、使用開始後 3 カ月から 5 ケ月以内に一度、その後は毎年 1 回必ず受検しなければなりません。

## 【罰則があります】

北海道知事は、法定検査の未受験者に対し、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、勧告、命令等を行ないます。また、命令に違反したものは 30 万円以下の過料が処されます。



## 浄化槽の正しい使い方について

役場 2 階環境対策課地域衛生係の窓口では、浄化槽についてより詳しく説明した小冊子「合併浄化槽と上手に付き合う方法」を配布しています。

お問い合わせ先：倶知安町役場民生部環境対策課地域衛生係 ☎ 0136 - 56 - 8008

E-mail : [chiikieisei@town.kutchan.lg.jp](mailto:chiikieisei@town.kutchan.lg.jp)

1 町内の該当する事業者は、倶知安環境サービス㈱、(有)細田産業、(株)泉郷の 3 社です。

2 町内の該当する事業者は、倶知安環境サービス㈱、(有)細田産業の 2 社です。